

# 百科全書に表れた政治思想

アンシクロペディ

——デイドロおよびジヨクルを中心として——

恒藤 武 二

- 一 序 説
- 二 自然状態ならびに自然法論
- 三 政治權力の正當性の根據についての説明——契約説
- 四 政 體 論
- 五 基本的人權に對する關心
- 六 結論——政治思想史上における百科全書派の位置

—

百科全書の第一卷は、デイドロが自から計畫を立て、同時に責任者となつて、一七五一年七月一日に最初に刊行された。そののち、刊行が進むにつれて、保守的な人人、特にカトリック派から激しい攻撃が加えられ、具體的には、政府によつて出版權を奪れると云ふ事態にまで至つた。しかしデイドロは、このような壓迫、さらには、それが主な原因の一つとなつての協力者グランベールの脱落、といつた困難にも屈せず、遂には秘密出版の危険も冒して、一七六五年百科全書全十七卷の出版と云ふ事業を一應完成した。その後一七七六年から翌年にかけて、補遺全四卷、圖版全四卷、索引全二卷が追加され、文字通り、出版は完結したのであつた。<sup>(註1)</sup>百科全書は、各卷いずれもフオリオ

Folio 版しかも一〇〇〇頁に近い大冊である。その項目はあらゆる部門を含み、まさに量的に考えても、當時としては驚異的な事業であつた。しかし、百科全書の歴史的價値は、もちろんぼう大な書物であつたと云ふ點にあるのではなす。百科全書の完全な標題は、**ENCYCLOPÉDIE, OU DICTIONNAIRE RAISONNÉ DES SCIENCES, DES ARTS ET DES MÉTIERS, PAR UNE SOCIÉTÉ DE GENS DE LETTRES.** となつてゐるが、**Dictionnaire Raisonné** と名付けられたことほど、その事業の性格をよく表わすものはない。十八世紀は理性の時代と呼ばれるが、百科全書は、その時代の精神を象徴するものであつた。<sup>註(2)</sup>

百科全書の刊行が、また、さらに廣く考へて百科全書派の活動が、どの程度フランス革命の到來に影響を興えたかを測定することは難しい。<sup>註(3)</sup>しかし、百科全書の刊行と云ふような實踐的活動が、フランス革命の精神的基礎の形成に全然影響を興えていないと云ふことは、一層不可能であらう。<sup>註(4)</sup>百科全書はフランスの十八世紀が産んだ大事業として有名であるにもかかわらず、その内容は案外知られていない。果してその内容は、當時の絶對王政に對する批判を含んでいたか、含んでいることは當然としてもどの程度近代的な思想が展開されているか、これらの點を政治思想を中心に検討するのが本稿の目的に外ならない。

さて百科全書の中の政治・法律關係の項目を執筆した主な人人は、**デイドロ**、**ジョクール**、**ブーランジェ**、**ブーシエ**、**マルモンテル**、**ルソー**等であるが、執筆した項目の數は、最初の二人が壓倒的に多く、その項目の重要性の程度もルソーを例外として前記の順序と一致する。また、彼らの思想的立場について見ても、今後の検討によつて明らかになるように、**デイドロ**、**ジョクール**兩者はほぼ共通の立場にあり、しかも**デイドロ**は編集責任者、**ジョクール**は一貫して彼の協力者であつた。このような事情から、本稿では、**デイドロ**、**ジョクール**兩者を中心に、百科全書に表れた政治思想を研究しようと思う。その際本論においては、前記二人の思想を中心に、これと對比せしめつつ他の人人の思想をも併せて検討し、なるべく忠實に百科全書派の政治思想を紹介することを主な目的とし、結論におい

て、百科全書内部における立場の差異、全體としてその思想史上の位置等の問題を明らかにしようとする。

註(1) 百科全書の成立過程については、鳥井博郎氏「ドロン」に相當精しく説明がある。なお、桑原武夫編「Discours préliminaire de L'Encyclopédie」白水社刊にも卷末に百科全書略年表と共に簡潔な解説がある。その成立過程については興味深い事件が次々と起つてゐるが、本稿には直接關係がないから省略する。

(2) 右の註(1)に引用した「Discours」は、ダランベールの執筆になるものだが、百科全書の性格を當事者の立場から理論的に述べたものである。なお百科全書の項目の一つとして「Encyclopédie」なる項目があり、そこでも精しく説明がなされている。

(3) かつては百科全書の政治思想さらには廣く哲學者たちの活動もあまり高く評價されていなかった。例えばジャネーも百科全書の政治項目は大したことがないと簡単に片付けてゐる。cf. P. Janet, Histoire de la Science politique, t. II, 478.

(4) Cf. M. Roustan, The Pioneers of the French Revolution, translated by F. Whyte. この書物は英譯本でありラスキの序文を附して刊行されたものだが、哲學者たちの活動をフランス革命と關聯せしめ相當高く評價した最初の文獻の一つである。

本稿の註の中、百科全書の項目の引用を示すもの、あるいは参照項目を示すもの等直接項目に關係ある註は\*印で指示することにした。百科全書の卷、頁數の指示は、すべてフォリ版によつてゐる。その他の註は一括して各節の末尾\*印の註の後に集めてある。なお、「」は筆者が項目の譯文の意味をより明らかにするために補つたものである。

## 二

啓蒙期の政治思想家は、すべて、人間の自然状態と、それを支配する自然法についてまず論じた。この議論が前提となつて、彼らの政治思想が展開される。グロチウス、ホッブス、ロック、プーフエンドルフ、ルソー、いづれも、この傳統的な方法に従つた。彼らの思想内容は、反封建的傾向をもつていた點では共通してゐたとはゆえ、保守的なものも、また急進的なものもあつた。しかも、一括して啓蒙期自然法學派として呼ばれてゐる理由である。十八世紀半ばに活躍した百科全書派も、また例外ではないと考えられる。したがつて、百科全書に現れた政治思想をジョー

クルル、デイドロを中心にして把えるに當つても當然この角度から検討を開始せねばならない。

ジョクルルの考えは、彼の執筆した《自然状態》と云う項目によく現れている。彼は、自然状態という觀念が、一神に對する人間の關係、二、孤立して同類の援助のない状態における各人の姿、三、哀れな状態、文明生活に對する、三、あらゆる人間の間にある道德的關係、以上の三つの面から考えられるとし、ここでは第三の點を主に扱ふと述べる。このように、ジョークルが述べたことは、彼が自然状態について論ずることの意義を明確に意識していたことを示すものだらう。なお、自然状態を三つの觀點から考察すると云う方法は、プーフエンドルフをまつたく踏襲したものである。しかしプーフエンドルフとは異つて前述のように第三の面だけを取り上げた點、すなわち世俗的に問題をとり上げてゐる點に特色がある。<sup>(註一)</sup> さて、彼によると自然状態は自然法による制約を除いては完全に自由な状態であり、また平等な状態である。<sup>\*</sup> この平等の状態は人類 *l'humanité* の義務の基礎となる。しかし、自然状態は自由の状態ではあるが放縱 *licence* の状態ではな<sup>ら</sup>ず。

\* 《この自然状態は、完全に自由な状態であり、そこに於いては、人人は、自然法の限界によつて制約されない限り何人の意志に依存することなく、彼らの好むことをなすことができ、自分を、また自分のものと判断して所有するものを處分し得る。》

《*État de Nature*》 VI. 17, 18.

\* 人間は同じオールド *ordre* の同じ種であり、同様に自然の利益を受け、同じ才能をもっているから、平等なのであり、すべての権力と裁判權 *jurisdiction* は相互的であるとジョークルは云う。 *Ibid.*

(註一) of. Pufendorf, *Le Droit de la Nature et des Gens, ou Systeme Général des Principes les plus importants de la Morale, de la Jurisprudence, et de la Politique*, Traduit par J. Barbeyrac.

自然状態を支配するのは自然法である。理性は、すべての人が獨立平等であるから、何人も他人の生命・健康・自由・財産を害してはならぬことを教える。しかし、實際に悪人が出る恐れがあるから、各人が犯罪人を處罰する權利

をもつ。このように述べたのち、ジョクールは、自然状態が實在したかどうかと云う問題に觸れ、肯定に解して説明を終つている。<sup>※</sup>なお、この説明の中で、自然状態が平和な状態であつて戦争の状態でないことを指摘しているのに注意した<sup>(註一)</sup>。

\* アメリカ、ブラジル等には實際にまだ自然状態が有すると述べたのち、*Xercu* の軍隊の兵隊が子供であつた時の歴史を知らないからと云つて、彼らが子供でなかつたとは云えぬ<sup>※</sup>とジョクールは述べる。 *ibid.* クセルクスの軍隊云云はロックからの引用である。 *cf. Lock, Two Treatises on civil Government, chap. 8.*

註(一) 自然状態および自然法に關して、反ホッブスの傾向は百科全書の他の項目にも見られる。この點は百科全書派全體に共通の態度と見てさしつかえない。しかし、後に見るように絶對君主政に對しても妥協的態度を取つた點ではホッブスと共通した點もある。 *cf. Hendl, F. J. Rousseau Moralist, t. I, 72 p. ff.* この書においてヘンデルは、デイドロの契約説はかなりホッブス的だと指摘する。

ジョクールは、自然状態にあつては自然法が支配すると云う。しかし自然状態は單純な状態だから、人間は自由・平等であり、自己保存の義務があると共に他人を害してはならないと云つた程度の命題に止まる。さらに自然法が文字通り自然状態における方法にすぎないならば、その存在意味が消滅する。そこで市民社會ないしは政治社會においても効果をもちように自然法の内容を充實しつつ、その規範力を擴大するために、自ら人間の本來的・自然的性質に觀點が移る。それは、いつの時代でも變りないものだから、ジョクールは人間の本性を、*社交性*と云う面から考察する。この『*社交性 Sociabilité*』の觀念は、まさに、自然状態を支配するものとしての自然法を社會状態に結合する機能を果していると云えよう。ジョクールは次のように考へた。<sup>※</sup>すなわち、神は人間に自己愛を與えると共に、同類に對し同情の心 *bienveillance* をもちよりにした。この二つの人間の相反した傾向が協同して、人間の共同生活は可能になる。この同情の心こそ、社交性に外ならないが、それは普遍的なものであり、共同の善・公共の利益を願ひ、各人の平等にして共通の權利を認め、人間相互の義務を重んじる精神として考へられる。<sup>※</sup>

\* 《*Sciabilità*》 XV. 250, 251.

\* \* 《*Devoir*》の項目でもジョークールはほとんど同じ内容を説いている。人間の義務として、一、神に對する義務二、被造物としての自己自身に對する義務——自己保存の義務三、人間相互間の義務、の三つが考えられる。最後の義務は、絶對的義務と條件的義務とに分れる。絶對義務とは、他人を害さないこと、他人を自然的に平等なものとして扱ふこと、各人可能なかぎり、他人の利益のために寄與すること、等である。條件的義務は、自由意志に基く約定から生れる。なお、約束を守ることは自然法上の一般的義務である。他人の所有權を尊重することも、もちろん義務の一つとしてあげられている。 IV 915 et suiv.

ジョークールの自然状態ならびに自然法論を簡単に説明したが、要するに、プーフエンドルフおよびロックの影響を受けつつ、きわめて傳統的な理論を展開したと云えよう。<sup>註へし</sup>法律實務家であつた彼に、このような哲學的分野で獨創的な理論を期待するのは無理とも云えよう。これに反してデイドロの考えは、さすがに傳統的理論の枠を越えていると思はれる。

\* より傳統的理論に立つものとして、ブシエダルシの《*Droit de La Nature*》がある。その自然法概念についての説明の要點は次のようなもの。八自然法は人間にも動物にも共通な自然が靈感を與えた原理であり、男女の關係、子供の保護・教育、自由に對する愛、個人の保存、防衛權等すべて自然法に基く。但し動物は理性をもたないから、動物について語るのは無駄である。自然法は理性のみが認識し得る正義と衡平の規則に外ならぬ。その原理は、正直に生きること、他人を害さぬこと、各人に彼のものを與えることであり、永久不變のものゆえ、約定によつて破ることはできない。自然法と國際法 *droit des gens* とはしばしば混同されるが別のものである。自然法の究局の根源は神にある。V  
このブシエダルシの敘述は、トレヴ *Trevoux* が編集した百科辭典の《*自然法*》と云う項目の敘述とほとんど内容が同じである。トレヴの辭典は當時のもつとも正統的な百科辭典であつた。

註(一) ジョークールの自然法論は、プーフエンドルフから《*社交性*》の概念をそのまま受継いで展開されてはいるが、その内容はむしろロックに近い。すなわち自然法を *Higher Law* として考えるよりは、自然權として、すなわち、大まかに、人間の基本的權利を基礎付けるための議論として述べている。

デイドロはジョクルとは異つて、自然状態についてほとんど語っていない。彼の執筆した政治關係項目の中で、《自然法 *Droit Naturelle*》とやらんで最も重要な項目である《政治的權威》と云う論文は、まさに政治權力の合法的基礎について論じたものだが、そこでは、自然状態についての議論は全くといつてよいほど省略されている。なるほど、書き出しは、《いかなる人も、自然から他人に命令する権利を受取つたのではない。自由は天の賜物であり、同じ人類の各人は彼が理性を享有するや否や自由を享有する権利をもつ。もし自然が何らかの權威を設けたとしたら、それは父權である。しかし父權は、その限界をもつ。自然状態においては、子供が自立の状態になると直ちに父權は終了するであろう。》と述べているが、この文章は、いはゆる族父權論を否定するためのものであつて、重要ではあるが、彼が展開する政治權力論のかなめになるものではない。デイドロは、ジョクルと共に後述するように、政治權力を社會契約説によつて説明する。契約説の核心は、人民の意志に基く承認によつて政治權力を説明する所にあるのだから、必しも傳統的な自然状態・自然法論を必要としない。したがつて、哲學者としては唯物論的立場にあつたデイドロが、人類の黄金時代としてやや空想的なしかもカトリック教の墮落觀と關係のある、その意味で人類の進歩を否定する感のある、傳統的な自然状態についての議論を避けたのは、當然であつたと考へるのは、考へ過ぎであらうか。

\* 《政治的權威 *Autorité politique*》 拙譯「同志社法學」第十四號 二十七年八月參照。

\* ルソーの場合も傳統的理論から外れていふと考へてよい。この點について精しくは、拙稿「ルソーの社會契約説と一般意志の理論」(桑原武夫編「ルソー研究」所載) 參照。

自然法に關するデイドロの議論も、ジョクルとは自ら異つている。既に述べたように自然法を自然状態と直接に結びつけない結果として、彼にあつては、その自然法論はより哲學的な色彩を帯びる。デイドロにとつて、まず重要なことは、自由の現實性を確立することである。この場合、自由とは、道德的意味を擔つた人間意志の自由、換言す

れば、理性に基いて善意に満ちた行動を選択し得る自由を指す。このような人間の自由を前提として初めて自然法は意義をもつとデイドロは考えた。しかし、デイドロは、人間各個人の理性を極限まで信賴すると云う徹底した個人主義の立場はとらない。彼は、人間が生れながらにして相互に結合し社會を形成する傾向をもつてゐること、すなわち神が人間に社會的性質を與えたことと云うことを認める。すなはち人間が社會的動物であることを強く意識する。それゆゑ、人間意志の自由を前提として自然法を考える場合にも、當然個人を包含する社會の立場が考慮される。そこで、**「自然法は、われわれの行動の規則として役立つ永久不變の秩序であり、善と惡との間に見出される本質的差異に基く。」**ものであるが、この善と惡とを區別し、正義と不正とを區別する權限は、各個人に全面的に與えられるものではなくなる。自然法は各個人の理性によつて認識されるものではあるが、しかも個人の理性を制約するもの、ないしは、個人理性に課せられた普遍的要請に外ならない。このようにして、デイドロは自然法を、いわば人間の普遍的理性として認識する。人間の普遍的理性、それをデイドロは**「一般意志 Volonté générale」**として、表現した。**「個人が何處まで人間、臣民、父、子であらねばならぬか、また何時生き、あるいは死ぬのが適當であるかを知るために、たずねるべきは一般意志に對してである。あらゆる義務の限界を定めるのは一般意志に屬する。」**と彼は述べ、さらにこの一般意志がいかにして個人によつて認識されるかを説明する。一般意志は何處に留つてゐるかと云う間に對して**「あらゆる文化的國民の成文法の中に、野蠻な人人の社會的行動の中に、人類の敵同志の間の暗黙の約束の中に、さらに怒りとうらみの中にさえ」**一般意志は表現されると彼は云う。一般意志の保持者として人類全體 *l'humanité* を考え、各個人の情念 *passion* が沈黙し、かつその悟性が純粹に働くならば、各個人も一般意志を認識し得ると考えたデイドロ、そこに彼のヒューマニストとしての姿が見られよう。

\* デイドロ公自然法 *Droit Naturelle* Ⅴ, 115, 116.

拙譯デイドロ「自然法」同志社法學第六號參照

\*\*\* デイドロ 《社會 *Société*》 XV. 252 et suiv.

\*\*\* デイドロ 《自然法 *Loi naturelle*》 IX 665.

\*\*\* 《*Droit Naturel*》 Ibid. なお、ダランベールも同じような考え方を *Disco rs Préliminaire* 5中びのべている。

桑原武夫編 前掲書 五—六頁参照

註(1) 《自然法》に見られるような、デイドロの俗に云えばやや甘い考え方に對してルソーは鋭く反撥した。彼のジュネーヴ草稿第一編第二章は、まさにデイドロに對する反撃であつた。そこルソーはきわめて現實主義的な見地に立つて、デイドロが「人類」と云うような彼ルソーにとつては漠然とした觀念を提出したことを批判している。以上の點について精しくは、R. Hubert, *Rousseau et l'Encyclopédie*. 32 et suiv. 44, 46, Hendl, *Ibid.* Chap 7. "The Encyclopedist" 52 ff. なお、拙譯ルソー「社會契約論草稿」抄一、二、同志社法學第 號昭和二十年参照。

デイドロが、傳統的自然法論をとつていないことは、これまで述べたところで、ほぼ明らかになつたと思はれるがさらに彼の正義論もこの事實を裏付ける。《法以前に何らか正なるものもしくは不正なるものが存在するか》と云う問題に對して、デイドロは、完全權と不完全權の概念を採用して答える。他人の完全權に對應するのが正義、不完全權に對應するのが衡平であると彼は定義する。したがつて、法以前に正義ありやとか、法が正しいかと云つた問題は意味をもたない。法そのものが完全權を作るのであるから。しかし、法それ自體は絶對的なものではない。法は、人間の本性、さらには事物の本性を基礎にしてはじめて成立する。人間をも含めて自然の本質の無視する立法者は暴君に外ならない。大體以上のようにデイドロは正義を論ずる。彼の考え方は、正義と云ふ概念を實定法的に把えている點で特色があり、しかも悪い意味での法實證主義的考え方に墮していない點で優れている。なお、デイドロが自然法論においては、一般意志をいはば法の理念としてとらえ、他方、正義論において法の基礎として、人間をも含めた事物の本性を考えたことは矛盾ではない。一般意志は普遍理性として當然後者を認識すべきものだから。

\* デイドロの正義についての議論は、《正、不正 *Juste, injuste*》 IX. 26. にもつともよく述べられている。

註(1) このような完全權と不完全權とを分つて正義を論ずる方法はブーフェンドルフを踏襲したものと考えられる。しかしこれ

はプーフェンドルフの獨創でもない。既にローマ法學者がこのような考え方をしている。

以上、ジョクールとデイドロとを對比させつつ、かれらの自然法論を檢討してきたが、兩者は本質的には異つた立場に立つのではない。ジョクールの方が、より傳統的な思考形式註(一)に従つてをり、また、デイドロの方がより哲學的な反省をしていると云う差異はあるが、兩者共に、人間が人間としての資格においては平等であり、かつすべて理性を享有すると云う命題を基礎に、市民社會ないしは政治社會について論ずる際の前提を作つている點では何ら變りはない。理論構成の仕方註(一)の點で、デイドロの方が遙かに近代的事であることは云うまでもないが。

註(一) 當時(一七五〇年頃)フランスで最も權威ある政治に關した書物としては、プーフェンドルフ、バルハイラック、プラマキ三人の著書が主として考えられていた。後の二人はプーフェンドルフおよびグロチウスの影響を多分に受けているゆゑ、結局プーフェンドルフおよびグロチウスが支配的な影響をもつていたと云える。 Cf. R. Derathé, J.-J. Rousseau et la Science Politique de son Temps, 32, 33 このような當時の政治思想の一般的傾向に對して、百科全書派はモンテスキュ註(一)ならびにヴォルテールなどの影響を受けてロックの思想を重視したと云えるであろう。

### 三

ジョクールも、デイドロも政治權力の成立を説明するに當つては、いずれも契約説をとつている。ジョクールは主權をば社会の内にあつては秩序を保ち、外に對しては防衛し、また一般的に、この保護の下に眞の幸福となかなかく彼らの自由の確實な行使とを獲得するために、社會の構成員が一人又は多數の人に授與した、社會にあつて最終的に命令する權利註(一)と定義した後その淵源について次のように述べる。主權は、したがつて、この權力がその上に確立され、主權をして權利たらしめる名義 title は、市民社會を形成し政府を誕生せしめる約定 convention から直接に導き出される。《同じような表現は、ジョクールにあつては他にも見られるが、それが政治權力は人民の合意・承認によつて成立した場合にのみ、正当な政治權力と認められると云う意味での契約説であることは疑いない。ただ問

題は、彼がこの契約を歴史的事實としても考えているのか、それとも擬制的なものと考えたか、ということ、ならびに、社會形成の契約と服従契約との二重契約を考えたかどうかということである。第一の點については、少くともジョークールの文章の上では、その説明の仕方はあいまいであつて、混同があるように見受けられる。しかし第二の問題については、二重契約論をとつていないことは右の引用からも知られ、したがつて窮局的には契約説によつて市民社會に國家の正しい姿のみを解明しようとする意圖しかなかつたことは明らかである。<sup>註(1)</sup>

\* 《主權 *Souveraineté*》 XV 495.

\* \* 《國家 *Etat*》においては、國家を形成する條件は、《それによつて各個人が主權者の empire に服する約束 l'engagement 自體》であると述べる。VI 19. また《政府 *Gouvernement*》でも、《一口で云えば政治的社會は、政府の種類によつて自由な選擇をなした各個人の自由意志による結合によつて始まる》とある。

註(1) ユーベルも同様に解釋している。 Cf. R. Hubert, *Les Sciences Sociales dans l'Encyclopédie*, 191 et suiv, 250 et suiv.

デイドロが契約説を採つてゐることも疑いない。すなわち《十分に検討するならば、人人は、權威をば次の二つの源の一つに常にさか上らすであらう。すなわち、權威を剝奪した人の力あるいは暴力、もしくは、彼らの間に作られ、又は假定された契約によつて權威に従つた人人および彼らが權威を授けた人の承諾がそれである。》と項目《政治的權威》の最初に語つてゐるところから全く明らかだ。ただ、デイドロの場合は、假定された契約と云ふ表現をもつてゐること、ならびに暴力によつて設定された權威も、服従者の明示の承諾を得た場合には、合法的權威に變るとすぐ後に述べてゐる點からして、根本契約の擬制的性質もある程度ジョークール以上に意識されていたように考えられる。<sup>\*</sup>

さて、ジョークール・デイドロ共に、契約説を採つてゐることを略述したが、その反面、両者が、家長權から比喩的に君主の權力を説明するいわゆる族父權説を反ばくしてゐることは云うまでもない。デイドロについては、既に引用したように、《いかなる人も自然から他人に命令する權利を受取つたのではない》のであり、父權も自然状態にあつ

ては子供が自立状態になれば終了する。したがつて、あらゆる権利は自然とは異つた起源から来るのであつて、家父権を基礎に政治権力を説明することは許されない。デイドロよりもより傳統的理論に近いジョクールも族父権説は明瞭に否定する。すなわち、結局のところ政治的権力は多くの家族の結合を含むものゆえ、一家族の父の権力から、君主の権力を説明することはできないとする。<sup>※</sup>このよるな百科全書派の政治思想の主流をなすデイドロ・ジョクールの考え方に明瞭に對立しているのは、ブシエダルジ、その他カトリック的立場の濃厚な人人である。<sup>※※</sup>

\* デイドロは、《主権者 *Souverain*》の中では要約すれば次のように説明する。△自然状態においては、人間は主権者を知らず、相互に平等、獨立していること、また、この状態においては、子の父に對する從屬以外の從屬はない。次に、人間は、その敵に共同してあたるために次第に結合したが、その際、各人がその自然の獨立の一部分を、全社會の意志を代表する一つの意志——すなわち立権者の意志に服従させたのである。この主権者の権力とその権利とは、人民達の承諾にのみ基くのを見る。暴力によつて確立された主権者は、篡奪者にすぎぬ。△ *N V 423.*

\* \* 《親權 *Pouvoir paternel*》においてジョクールは次のようにのべる。△親權がもつとも自然に適したものととして、一人の政府（君主政）の起源であると結論してはならぬ。なぜなら、母も權能 *Jurisdiction* に参加すると云うことを除いても、もし父權が一人の政府に關するとしたら、父の死後の兄弟の權、兄弟の死後の從兄弟の權もまた多數の政府に關係をもつ。結局、政治的權力は必然的に多くの家族の結合を含むものだ。△ *N III 376.*

\* \* \* ブシエダルジは、人間の最初の結合が家族から始まることを強調し、ついで家父權について述べ、これを基礎に君主の權力を説明する。 Cf. 《*Puissance paternelle*》

、これまで述べたところで、百科全書派がどのよるに政治権力＝主権の成立、ないしはその正當性の根據について説いたかは、ほゞ明らかになつた。なお、彼らが社會乃至は國家成立の過程を、歴史的に、また社會學的にはどのよるに説明したかといふことも興味のある問題だが、<sup>註(1)</sup>直接政治思想の本質に關係があるわけではないから省略して、次に主権の屬性、その部分等についてのジョクールの説を簡単に述べよう。ジョクールは、さすがに法律専門家であるから、これらの點については精しく敘述している。主権の屬性としては、《社會の構成員に命令すること》（強制力）

《最終的權限であること》《優越力》《主權およびそれから流出するすべての權利は最高獨立であること》、主權者は下級の人に對し自己の行爲を説明するより拘束されぬこと、さらに主權の部分はいずれも主權の目的に従屬すること等すべて指摘されている。主權は、その第一の部分として、《他の部分の基礎となる立法權をもつ。それは、人人が法と名付ける一般的にして永續的な規則を最終權限をもつて確立する。》第二には強制權〔刑罰の〕第三には國家内に平和を保つ權〔司法權〕第四には宗教に關する權 第五 自衛權・條約締結權・同盟權、第六 貨幣鑄造權等が主權の部分として考えられている。<sup>\*</sup>ブシエーダルジの説くところもほぼ同様であつて、これらの説明は當時の公法學の水準を示すものと考えて差支えなからう。

\* 《Souveraineté》 Ibid.

\* 《公法 *Droit Public*》 V. 234. ブシエダルジの説明の仕方はより傳統的であつて、宗教的色彩が加つている。

註(1) この點ユベールは百科全書派の中には、社會成立過程の説明として五つの立場があるとす。すなわち、一、神の意志に求める立場二、自然主義的な、家族集團が擴大して社會が成立すると説く理論三、個人的な利害感情を基礎に説明する理論四、契約によつて説明する立場の四つをまず指摘する。第五のものは明瞭に指示されていたが恐らくブーランジエの説を指すのであらう。第一の理論は主としてアベ・マレー、ブシエダルジにより、第二は、ブシエダルジ、ジヨクール、ダミラザイル、第三はデイドロ、ダランベール、ジヨクールの立場であるユベールは云う。事實ユベールの指摘の通りである。第四の契約によつて説明する立場をはずり述べているものはない。しかし契約説につきもの事實と當爲との混同と解せられるような表現は依然として見られるから一應あげたものである。なお、ユベールはブーランジエの説は心理的構成的方法によつて作られた獨創的な理論であると高く評價している。ブーランジエの政治理論は 《Oeconomice Politique》 《Theocratic》 《Vignéme》等の三つの項目で述べられているが、何れも長文のものである。國家の發生史に關する論述は主として前者に見られる。彼は、貴族政、民主政、君主政の三つの政體の以前に神政制 *Theocratic* なる政治形態が存在したと云う。孤立した個人は自然の脅威に對抗するために結合し、家族がまず形成され、さらに國家を形成する。この最初の國家はイマラエルよりもさらに古くその政治形態は神政制であつた。すなわち神が見えざる君主として國家の首長と考えられた。神政制國家はやがて偶像崇拜、その他の迷信によつて專制政に移行し、さらにギリシャのような古代國家が成立す

る。ごく簡単に要約すればブーランジェはこのように、國家成立の過程を説明する。ブーランジェの説はいわゆる族父權論とは全然異つてをり、原始國家における宗教の重要性に注目した説であつて、この點十八世紀の理論としては獨創的と云つて差支えないだろう。《二十分の一税》における説明は平凡なものである。

## 四

ホッブスにおいて典型的に見られるように、社會契約説をとつたからといつて、必しも、民主的な政治理論が構成されるわけではない。それゆゑ、われわれは、既に百科全書派の主流の契約説ならびに主權論についての検討を一應終えたが、さらに、彼らが社會契約の内容を具體的にはどのように考えていたか、また基本的人權について、換言すれば主權に對する一般的制約としてどのようなことがらを考えていたかを検討せねばならない。

ジョクールは、國家の根本法を説明して次のように述べる。《國家の根本法は、その全領域について考察するならば、それによつて國民 nation の全體 corp が、政府の形式がいかにあるべきかを定め、いかにして王冠が繼承されるかを定める規則 ordonnances であるばかりでなく、それは、また、人民と人民が主權を授與する一人の人又は複數の人との間の契約である。その契約は政治の行わべき仕方を規制し、主權に限界を設定する。》と。この敘述からジョクールが社會契約をば、國家の最高の法規範としての基本法と考へていたことは明瞭である。しかも、社會契約の内容に柔軟性があることもうかがわれる。上述の「根本法」の説明からは、必しも民主政まで認めたとは考へられないが、しかし、《政府》における説明は明らかに民主政の可能性を認める。すなわち、「社會は社會に氣に入るような仕方で政府を形成する自由……をもつ」と云ひ、「あらゆる公共の政府は明らかに議決 deliberation によつて協議によつて、また協定によつて形成された。……」と語り、さらに、「あらゆる政治的社會は政府の形式について自由な選擇をなした各個人の自由意志による結合によつて始まつた」と述べ、あらゆる政體が根本契約によつて成立

することを強調している。<sup>\*</sup> いかなる政體が適當かということとは各國の事情そのおかれてある諸條件によつて異なることとシヨクルは考える。この點は後に詳述する。デイドロも同様に考へてゐることは、<sup>\*</sup>この契約（根本契約を指す）の條件は、國家が異なるにしたがつて異なつてゐる。<sup>\*</sup>と述べてゐることから示される。このように、結局いかなる政體であつても、それが根本契約に基礎を置くかぎり、正當なものとして考へてゐる點に、百科全書派の政治思想の限界があると斷定できる。もちろん、彼らは、暴力を基礎とする專政は極力排撃する。また、一般的な主權者の仕務として、公共の利益・人民の福祉を計らねばならないというようなことは絶えず繰返す。しかし、シヨクルは絶對君主政をば、<sup>\*</sup>かかると君主の絶對的權力を恣意的・專政的權力と混同してはならない。なぜなら絶對君主政の起源と性質は、その性質自體によつて、すなわち、君主がその權力を受取つた人人の意圖によつて、また國家の根本法によつて制限されるから。<sup>\*</sup>とのべて決して否定はしてゐない。<sup>\*</sup>デイドロも、<sup>\*</sup>代表者<sup>\*</sup>と云う項目で絶對的君主政に觸れているが、彼もまた、何ら積極的に排撃の言葉を述べてはゐない。<sup>\*</sup>彼の場合には、當時の檢閲制度に對する政治的考慮が働いていたかも知れないが、ブーランジェに至つては、君主政こそ、他の政體のもつ諸種の缺陷が引き起した歴史と關係なく創造された、もつとも秀れた政體と考へてゐた人だから問題なく肯定してゐる。<sup>\*</sup>ともかく百科全書派の政治思想の主流をなす人人も絶對君主政を排撃しなかつたことは事實だが、しかし、彼らが、絶對君主政を好ましいと考へたわけでは決してない。その點を次に述べよう。

\* <sup>\*</sup>根本法 *loi fondamentale*》IX. 660. この項目で「根本法はいかにして王位が繼承されるかを定めるだけでなく……」と君主政を前提にした書き方をしたのは、おそらく當時のフランスの現實に適合するように意圖して書いたからである。「根本法」と云ふ觀念は後述するようにきめて傳統的なものだつたから。

\* <sup>\*</sup>政府》V. 788 et suiv.

\* <sup>\*</sup>政治的權威》Ibid.

\* <sup>\*</sup>絶對君主政 *Monarchie absolue*》X. 636, 637.

百科全書に表れた政治思想

\*\*\*\* 代表者 *Représentans*》XIV. 143 et suiv.

\*\*\*\* 《政治經濟 *Oeconomice Politique*》XI. 366 et suiv.

ジョークールは、《政府の各形態は、それ自身と切離すことのできない長所と短所とをもつ。地上には完全な政府は存在しない。》とのべ、また、すべての政府が同様にすべての人民に適するのではないとして、政府の形式が地理・氣候・國民の精神・天才・性格・その廣さ等に依存することを説いてはいるが、しかし、彼の眞の意圖は、民主的な政體を望ましいとしていたことには疑ない。それは、《ヨーロッパには、スパルタ國におけるよりもさらによく三權が基礎づけられた、非常に榮えている國家がある。政治的自由は、この國家の憲法の目的であり、それは、そのすべての外見にしたがえば、立法權が執行よりも、より腐廢した時にのみ、内部からの混亂によつて滅亡する。》と述べていることから明らかだ。また、君主政についても、その最良の形態は、世襲制限君主政であつて、英國のそれが理想的な政體として描かれている。なお、ジョークールが君主政を論ずる場合、貴族の役割を高く評價していることに注意する必要がある。すなわち、貴族の存在しない君主政は純粹の專制政であり、貴族は、王と人民とを結合する從屬的にして媒介的な權能をもち、貴族の特權を廢止すれば、國家は民衆國家となり、やがて專制的な國家になるだろうと、彼は考へる。このあたりに、ジョークールの思想の限界が見られると云つてよからう。

\* 《政府》

\*\* ここでジョークールの述べている理想的國家とは、英國もしくははスイスを指しているものと推定される。

\*\*\* 《世襲制限君主政は君主政の最良の形態である。なぜなら、その安定性とは獨立に、立法機關は、二つの部分から構成され、相互に拘束する權能によつてその一つは他を拘束し、かつこれら兩者は共に、立法權によつてそれ自體存在する、執行權によつて結びつけられているから。英國の政府とはこのようなものであり、その根源は、絶えず切斷され、絶えず血にまみれていたが、遂に數世紀の後に、諸國民が驚いたことだが、自由と王國との平等な混合物を産み出した。》《制限君主政 *Monarchie*

*limitee*》X. 637.

\*\*\* 貴族 *Noblesse* XI 116 まづたぐ同様な思想はマルモンテル Marmontel にも見られる。彼は、貴族によつて君主政國家の各部分は調和を保ち、國家というばくせんとした機構が規則正しく連續的に運動すると考える。《貴族 *Grands*》

民主政に對して、ジョークールは既述によつて明らかなように最良の政治形態とはまづたく云つていないが、同時にこれを全面的に否定する態度もとらない。彼の執筆した《民主政》と云う項目ではプラトンを引用しつつその特徴その原則を説明し、民主政を維持するためには、徳と國家および法に對する愛、平等と質素に對する愛、教育等を強めねばならないことを強調する。デイドロは、ジョークールよりも、一層民主政に好意をもつていた。<sup>註(1)</sup> 彼も、ある國が置かれてゐる物的精神的諸條件によつてその政體が影響されることをモンテスキューを引用しつつ説くが、しかし、一般的に民主政は他の政體よりもより自由かつ平等であることを認める。また民主政にあつては、《國家は、人民がものごとに關與するから、現實に各個人の所有となり》、そこでは祖國の弱さは「反つて」愛國心を強め、各人は共同體の意識を強め、各人の徳は強化される。したがつて《民主政にあつては、權力と行政とが少數の人あるいは一人の人の手中にある國家におけるよりも技術 *Art* と配慮を必要とすることがより少い》<sup>註(2)</sup> 以上簡單にジョークール、デイドロの民主政に對する考え方を要約したが、なお次章において若干の點は補促されるであらう。

\* 《民主政 *Democratic*》 IV 816

\*\* 《立法者 *Legislateur*》 IX 357

註(1) ユベールは、デイドロも民主政に好意をもつていたかつたとして、《*Critique*》《*Citizen*》等の項目を引用している。しかし、《ゼネバ》では、民主政が大國よりも小國により適すると云ふことをのべ、《市民》では、もつともよい政府は、理想の政府ではなくもつとも長くかつ平穩に存続する政府だと述べているのであつて、決定的に民主政を排撃したのではない。《ゼネバ》《市民》などよりも、量的に見てはるかに長文の、しかも重要な問題を論議している《立法者》《代表者》《主権者》等の項目を無視することは不可能であらう。 Cf. R. Hubert, *Ibid.* 254.

五

これまで、百科全書派の政體論が、絶對君主政を完全に排撃するほど徹底したものではないが、しかし、全體として、民主的な立憲政體が理想とされていることを見てきた。さらに、ここで一步を進めて、彼らが、今日われわれの云う基本的人權の保障についてのどのように考えたかを検討することにしよう。

既述のように、百科全書派が絶對君主政を認める場合も、それはあくまで、根本契約によつて設立され、この契約を國家の基本法とする限りにおいてであつた。デイドロは、主權者はいかに絶對的であつても、憲法 *loi constitutive* を國民の同意なしに變更できぬと云い、主權者は私法を變更し得るから、私法に拘束されることはない<sup>と云う説に對して、</sup>、しかし、主權者自身が、法が効力を有する限り法に従うといふことも自然である<sup>と</sup>と明白に述べている。また、主權者は、人民の幸福公共の利益を確保し人民を保護するために人民から權力を託されたのだと云う考え方は、既述のように多數見受けられる。主權者が人民に對する保護を缺くならば、臣民を主權者に結びつける絆は破れ、臣民は自己が構成員であつた社會から脱退する權利をもつ。要するに、ジョクールやデイドロが絶對君主政を認めたと云つても、それは少くとも啓蒙君主政以下のものではなかつたわけだ。しかも、彼らの人民の基本權に對する熱意は絶對君主政は暗黙の中に排撃するほどに表れている。この點を次にのべよう。

\* 《*Sourceurain*》 Ibid.

\*\* 《保護 *Protection*》 XIII 804. 但し、百科全書派は、人民の國家からの脱退權を認めたらに止まり人間のいわゆる反抗權を完全に認めただけではない。この點に關し、デイドロは、專政に對する人間の唯一の救濟方法は神に祈るのみといふきわめて消極的意見しか述べていない。《政治的權威》參照。この點ジョクールの方が、人民の國家脱退權を他でも強調している。cf. 《*Conseil*》 *normement*》 なお、ジョクールは《*Sedition* 反亂》と云う項目では、法によつて處罰することの不可能な暴君に對する反亂を正當な反亂として認めている。

國家内における人民の自由について、ジョークールは項目《市民的自由》の中でその大部分はモンテスキューにならつたものであるが、とにかくきわめて近代的な意見を述べている。市民的自由とは、自然法の中から、各人が、彼らにその安全と財産権とを確保するために、彼らの獨立と、財産の共同體に關する部分すなわち主權者に委託した部分を除いた残りの部分であるが、この市民的自由は、同時に法の命令しないことをなすように強制され得ないこと、から成立する。自由と云う言葉ほど異つた使い方をされた言葉はないが、しかし、《自由とは、法の許容するあらゆることならをなす權利であり、もし、市民が法の禁ずることをなし得るとしたら、彼はもはや自由をもたない。なぜなら、他人もすべて同じ權力をもつだろうから。》この自由は近代の政府においてのみ見られるといふことは眞實である。市民的自由が國民に分け與えられている國家にあつては、法に従つて裁判され明日死刑にされる人でも、トルコにあつて解放されるよりはより自由であろう。立法權と執行權とが一つの手の中にあるところには自由はない。司法權についても同じことである。大體以上のようにジョークールは市民的自由を説明する。言論・集會結社・自由等に具體的に觸れるほどには至つていないが、既述のような立憲政體を理想としたことと併せ考えれば、相當近代的政治意識が見られると云つてよからう。「權力の分立」については、この《市民的自由》の項目では結論的に重要なものとして提出されているが、他の項目では、意識的に論じている箇所は見あたらない。百科全書派に對すモンテスキューの影響がきわめて大きかつたことを考えると、少し不思議である。註なお、市民的自由は、政治的自由と切り離すことができないが、項目としても、連續して説明されている。そこでは、立法・司法・行政三權の分配を定める國家の基本法がすなわち政治的自由に外ならないとされ、個人の自由が國家權力の制限の上に成立することが明瞭に意識されている。もちろん、根本契約の思想自體が、政治權力を根本基範としての契約によつて制限しようとする思想だから當然のことではあるが、さらに《政治的自由とは、各人がその安全をもつとのオピニオンから生れる精神である》とジョークールは述べる。國民がその基本的權利を制限する惡法に脅かされるような國には政治的自由はない

と云う意味であろう。

\* 《市民的自由 *Liberté civile*》 IX 412 この項目には執筆者が示されていない。しかしその文と、敘述の仕方がかなり法的な観点からなされていることから見て、恐らくジョークールの執筆によるものと推定される。なお、この項目の前半はモンテスキュー I の説明をそのまま受け継いだものである。 Cf. Montesquieu, *Esprit des Lois*.

\*\* 《政治的 *Liberté politique*》 IX 472 この項目の執筆者はジョークールと明示されている。

註(1) 三権分立の必要なことは百科全書派も認めただけだが、それはあくまで権力の濫用を技術的に防ぐ手段として考慮したのであつて、三権の中では立法権が最も重要であることが強く意識されていることに注意する必要がある。この點百科全書派はロックの理論を正しく受け入れたと云えよう。立法権の重要性を説いた項目としては《主權》《立法者》等が代表的なものとして指摘され得る。

デイドロも人民が平等に政治に参加する自由をもつことを、項目《代表者》の中で力説する。トルコのような専政國家では、國民 *nation* は決して代表されない。しかし、國民が代表されると云うことは主權者の利益であり、またその國民自身の安全は代表されるか否かと云うことに依存している。このように大略のべた後、人民の各階級が代表されねばならないことを論じている。その際、僧侶や貴族については、その代表選出権を既得權的なものとしてやむを得ないものと云つた風に説明した後、商業に従事する人人および農民が代表される必要を強調している點に注意せねばならない。商業は國家の力と富の源であるから沈黙の状態に置くのは不正である。農民は、土地の所有者であるが、社會に必要な物資を興え、かつ税金を拂つているのだから代表されねばならない。國民議會 *les assemblées nationales* において、市民の聲が重きをなすがどうかは彼らの所有に比例すると最後に述べている。なぜ、ここで労働者のことを省略したのか、財産の多少と市民の證言力とが比例すると述べた點と併せて考えると、若干疑問が生じる。やはり、デイドロの階級的立場による限異が示されたのだと云えよう\*。

\* しかし、デイドロが労働者の状態に對して深い同情をもつていたことは否定できない。 Cf. 《Peuple》

財産權、特に所有權に關しては、個人の所有權を法的に確實にすることが、社會契約を結ぶ主要目的の一つであつた位だから、その尊重すべきことは、多くの箇所で百科全書派の人人は強調している。例えば、デイドロは、《所有權》と云う項目で典型的な見解を述べる。《それは市民社會を構成した各個人が合法的に獲得した財産に對する權利》であり、市民社會を作つた目的は、《人人が獲得したあるいは獲得し得た利益を平穩に確保するため》である。税金を納めることに同意したのは、この理由による。また、いかに、人人のその服従する主權者に對する熱意 *enthousiasme* が強くても、彼らは、その財産に對する絶對的かつ無制限な權力を與えたと稱したことはなかつた。《とも述べる》。このように、《所有權》と云う項目ではデイドロは、典型的に財産權に對するブルジョワの見解を述べてはいるが、他方、やや空想社會主義の匂のする表現がないわけではない。例えば、《立法者》について語りながら、彼は、自由と平等とを失はないためには、所有の精神が共同體 *Communauté* の精神に従わねばならない、と云い、また、ペルー〔インカ帝國〕の例を引いて、ペルーでは祝祭日は、國家の中の老人や孤兒の畑を耕す日であつたとし、賞讃している。しかし共同體の精神が具體的には何を意味するか、それを説明する材料は、右のペルーの例以外には見當らなう。

\* 《所有權 *Propriété*》 XIII 491. この項目の執筆者は記載されていない。したがつてデイドロと推定したが、ジョクールが書いたとも推定できる。ジョクールもこの項目に示されたような考えを、そのままもつていたことは疑いないから。

\*\* 《立法者 *Législateur*》 IX. 357

人間の自然的平等と云う觀念は、單に法の前に於ける平等と云うだけに止まらず、さらに、財産の平等な分配と云う實質的の意味をもち得る。デイドロにあつては、前述のように、ある程度財産の實質的平等への關心が見られるが、それを國家が法的強制によつて實現せねばならないと云うほど決定的に考へていたと推定できる根拠は見當らない。ジョクールの場合は、より確實に、法の前に於ける平等を主として考へていたと斷定できる。この點、項目《二十分

の「税 *Vingtième*」の筆者ブーランジェは、意識的に政治権力が財産に制約を加えることを排撃する。《この約束によつて、私は、各市民がその個人的所有を放棄したとか、また、その所有物に對する所有權を放棄したとか、それらが公共の所有になると云おうと欲するのではない。この放棄は、その目的が所有權を保障することにある社會契約 *pact social* の精神に反するし、さらに有害でさえあり、社會に對して有益でないだろう。》この點に、百科全書派中の右派のブルジョワ的性格が非常にはつきり表われていると云えよう。<sup>\*\*\*</sup>

\* 《自然的平等 *Égalité naturelle*》と云う項目の筆者は明示されていないが、デイドロ、ジョクール兩者の中の一人と相定される。しかしその内容は、人間の平等は同じ仕方であつて生れ、成長し生存し死ぬと云う普遍的性質に基くのであり、したがつて、あらゆる人工的不平等にかかわらず、あらゆる劣つた人を自然的に平等なものとして扱わねならぬ、と法の前における平等を説いたものに留まる。特に、人間の絶對的平等を主張するものではないとの但書もついていることに注意したい。

\*\* 《二十分の「税 *Vingtième*」》ブーランジェはこの項目では、社會契約説を明瞭に認めているが《*Œconomique politique*》における彼の實證的な考え方と少しく矛盾するよう思われる。前者は彼が名前を貸しただけだから無理もないが。

\*\*\* もつとも右派に屬すると考えられるブシェダルジも、ブルジョワに利益があると考えられることについては平等を認める。例えば、外國人の財産を、その死後國家が沒收する權利 *droit de Aubaine* を不合理なものとして攻撃している。

Cf. 《*Indaine*》

## 六

これまで、百科全書派の政治思想を、デイドロ、ジョクールを中心に種々の面から検討して來たが、彼らの政治思想は、どの程度價值があり、また思想史的に見て、どのような位置を占めるものであるか。モルネーは、その著『フランス革命の智的起源』において、百科全書派は若干の大膽な敘述をしてはいるが、それらは專制政を排撃する傳統的なしかも演説口調のものにすぎないと批評し、さらに、彼らがより實踐的な問題、例えば、税金とか貴族の特權とか云つた問題には、きわめて微濫的な態度に止まつたことを指摘している。しかしモルネー教授の云うように、か<sup>註(一)</sup>

りに百科全書派の政治思想が傳制統的な專政否定の立場に止まるとしても、その價値は相當に評價されてよい性質のものである。なぜなら、彼らは、專制政を排撃するに當つて、單に君主の恣意的な行動を攻撃するだけでなく、カトリック的な政治理論を批判し、かつ政治權力と宗教との分離を明確に説き、その上で、法治主義の必要なことを説いているからである。<sup>(註2)</sup>

さらに、百科全書派の政治思想は、傳統的理論に完全に包含されるほど幼稚なものではない。既に検討を終えたように、政治權力の正當性の根據を説明するものとしての契約説にしても、從來の理論よりは一步前進していることが明らかに云える。すなわち、彼らは二重契約論を完全に棄て去つてゐる。この點で當時バルベイラックの翻譯により、權威ある政治理論を説いた書として考えられ、百科全書派にも既述のように多くの影響を與えたプーフエンドルフと明らかに區別される。プーフエンドルフは國家成立の過程を説明するのに、(1)まず孤立した人人が集合して社會を作る社會契約を考え、(2)次に社會を形成した人人が、萬場一致もしくは多數決によつて「このどちらを採るか(1)の社會契約で定まるものとされる。」政府の形式を定め——この行爲をプーフエンドルフは *Ordonnance* を人民が作ると云い契約とは云はぬ。——(3)最後に、(2)によつて政府の形式が定まると自ら主權者も定まるから、この主權者と社會を形成した人人がいわゆる服從契約を結ぶ。要約すればこのように述べたのであつた。<sup>(註3)</sup>ところが、百科全書派にあつては、(1)の社會形成のための契約は完全に除去され、(3)の服從契約も重要視されず、プーフエンドルフが *Ordonnance* 制定の行爲として考えた政府の形式の點だけが重點的に取上げられ、この政府の形式を決定することこそ、根本契約の主内容とされている。このような理論構成の仕方は、云うまでもなくプーフエンドルフやホッブスとは完全に相違してをり、ロッキの立場に近いと云えよう。しかもロッキの場合には、政府の形式を決定する契約が同時に政治團體すなわち國家の成立をも歴史的に説明するかのようにとられる箇所もないとは云えないのに對して、<sup>(註4)</sup>百科全書派の場合には、根本契約によつて社會の成立を説明するのではなく、國家の成立と云うよりもさらに國家權力の正當性の根

據を説明するのだと云う見解がより一層明瞭になつてゐる點でロツクよりもより近代的な面があると云えよう。このような政治理論の構成は、ルソーの「社會契約論」に直ちにつながるものであり、近代的な政治理論の發展に大きな影響を與えたであろうことは否定できない。<sup>註(5)</sup>

さらに百科全書派の契約説については見逃すことのできない點が今一つある。それは、彼らが、當時のフランスにあつて傳統的かつゲルマニスト的な考え方であつた「根本法」の觀念を契約説と結合し、<sup>註(6)</sup>その結果、國家の基本法としての憲法が、人民の承認によつて作成されるべきであり、かつそれが國家の中で最高の法規範であり、すなわち他の一切の法に効力を與える根源として考えられねばならないと云うことを明確にした點である。この事實はフランスにあつて、近代的な憲法の概念を形成するのに百科全書派は大きな寄與をなしたと云つて過言でなからう。この點もまたルソーの「社會契約論」と同じ立場にある。

さらに、これは一般的に百科全書全體について云えることだが、百科全書においては、政治に關係ある問題の取り扱い方は、それ以前の思想家と比べると、より實證的かつ歴史的な扱い方がされてゐる場合が多く、またその程度は十分でないとしても、次第に具體的に問題が論ぜられるようになってゐる。このような基本的態度は、いうまでもなく、既にモンテスキュが確立したところではあるが、しかし、その方法を受け継いだこと自體決して小さく評價されるべきではない。

以上、百科全書派の主流の政治思想全體について、やや好意的な總括をなしたが、<sup>註(8)</sup>ジョクールの對してはやはり平凡な論述であり多くの學説の寄せ集めにすぎないとの批評も當らないわけではない。しかし、ジョクールが專政政治を批判して、專政君主に對しては、推理すること自體が脅威であると述べたことは印象深い。この言葉自體ヴォルテールあたりから學んだものかも知れぬが、それはともかくデイドロを助け、長年月の間こつこつと多くの項目の原稿を書いたジョクールの努力を無視することはできないであらう。

註(1) D. Mornet, *Les Origines Intellectuelles de la Révolution Française* モルネーの批判はやや一面的である。一例として、モルネーは、デイドロが「完全な民主政にあつても絶対的平等は幻想であり、これはおそらくこの政府の消滅の原因であろう」と述べた箇所を引用して、デイドロが微温的だとされるのだが、しかし、デイドロは、引用された文章の前で「市民の財産が平等に近ずけば近づくほど國家は平穩であり、この利益は純粹の君主政からでてくる。」と述べているのである。デイドロは機械的平等を攻撃したのであつてそれ以上のことは云つていない。

(2) 専制政に對しての批判は既述以外にも多くの箇所で見られるがその内容は判り切つたものゆえ特に引用することは省略する。政治と宗教との分離については、デイドロは、公立法者の中で僧侶を立法に参加させると法よりも宗教を重んじ憲法をくつがえし、最後には専制政に至ると明らかに述べている。もちろん、この議論はカトリック教を中心に行つていたのであつて、市民的な宗教を否定しているのではない。なお政治權力の根據を神に求める神教説は明らかに否定されている。『政治的權威』

(3) cf. Putendorf *Ibid.*

(4) Locke, *Ibid.*  
ロックも、その眞意は國家權力の正當性の根據を人民の承認に求めたのであつて、歴史的説明として述べたのではないと考えられる。

(5) ルソーが百科全書に執筆した政治關係の項目は『政治經濟學 *Economie Politique*』だけである。この論文がルソーの政治思想形成の上でどのような役割を果しているかについては、前掲拙稿参照、なおルソーのこの論文は譚譯がある。河野健二、ルソー『政治經濟學』(岩波文庫) 昭和二十六年朴同書卷末の解説も参考になる。

なお、デイドロは、ルソーの『政治經濟學』を読んで不満に思い、新たにブーランジェに『*Oeconomie politique*』を執筆させたと云はれる。この點については前掲 Hubert, *Les Science social dans L'Encyclopédie* 政治思想の章参照。

(6) なお、このように「根本法」の觀念と契約説とを結合させた動機も、モンテスキューの影響によると考えてよい。すなわち、抽象的理論である契約説を一方において取りながら、實際的關心をも満足させようとしたわけである。 Cf. Hubert, *Ibid.*

(7) 本稿では百科全書派の政治思想の主流をなすデイドロ、ジョクールについて、その理論全體について簡単に政治思想史上の位置をのべたが、百科全書の中には、傳統的保守思想を除いても今一つこれら主流に對抗する立場があつたことは見逃す

ことのできない事實である。それは、ケネーを主流として、政治思想に關してはブーランジエによつて代表されている一群の重農主義者たちの考え方である。それがフランス革命の前半において大きな支配力をもつたことは、今さら指摘するまでもない。しかし、紙數の制約のためこれらの人人の思想について、同時にそれと對比しつつデイドロの經濟思想について觸れることは全然できなかつた。この點本稿がきわめて不完全なことは否定できない。

(8) デイドロに對しても、モルネー以上に徹底して彼の内心の傾向はラデイカルなものを含んでは云え、具體的に考えると彼の政治思想は啓蒙君主政をすなわち *Legal despotism* を支持するものだとして批判する見解もある。Cf. L. Gershoy, *From Despotism to Revolution*. 65. ff. (一九五二、二、一八)

後記

百科全書については、現在京都大學人文科學研究所西洋部で桑原武夫教授を主任として共同研究が進められている。この筆者の論文もその研究過程で生れたものであり、桑原教授を初め多くの關係者の方から御教示を得た便宜を計つて戴いたことを記して厚く感謝の意を表したい。特に樋口謹一・杉ノ原壽一兩氏からは、たびたび貴重な御教示を得たことを明記するものである。なお、いうまでもなく本稿については一切の責任は筆者にある。